

「おとり広告」に注意！

インターネットの普及に伴い、賃貸マンション等の広告において、契約済み物件や架空物件などを掲載する、いわゆる「おとり広告」の被害が急増しています。

転居などで賃貸マンションを探す際は、「おとり広告」に十分注意しましょう。

- 他の広告と比べて、間取りや立地条件は同じなのに、家賃等が極めて安い場合は架空物件の場合が多いので注意しましょう。
- 万一、このような広告に魅かれて店舗に出向いた時は、全く別の物件をしつこく勧められることがありますので注意しましょう。
- 必ず現地を確認し、納得して契約するよう注意しましょう。
 1. 広告に掲載している写真・間取り図が実物と異なる場合は注意しましょう。
 2. 徒歩所要時間は、道路距離80mを1分（※）として計算しますので、広告表示と同じであることを確かめましょう。
（※1分未満の端数は1分に切上げして計算する）
 3. 客観的・具体的な事実に基づかない表示は不当表示です。注意しましょう。
例：「日当たり最高!」、「環境抜群!」（←それは感想です。）
- 不動産の取引で不明な点があれば、下記に連絡、相談してください。

和歌山県県土整備部都市住宅局建築住宅課
TEL：073-441-3180

平成30年10月29日 学生支援課